

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

# 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

4月からの保険料は

**「年金差し引き」**か**「口座振替」**を

選ぶようになります。

選べるように  
なったのね。



平成21年4月から、保険料の納め方を、「年金差し引き」から「口座振替」に切り替えることができます。切り替えを希望される方は、申し出をしてください。



## 申し出に必要なもの

本人の保険証、振替口座の預金通帳とお届け印

## 申し出先

お住まいの市町村の長寿医療制度担当課

平成21年1月末までに申し出をすると、同年4月分の年金からの差し引きが中止され、その後、口座振替でお支払いいただくことになります。

## ご注意いただきたいこと

- ※口座振替へ切り替えても、年間の保険料額は変わりません。
- ※既に年金差し引きから口座振替への変更を申し出されている方は、あらためて申し出する必要はありません。
- ※銀行などの窓口で直接納めている方も、口座振替に変更することができます。



## 保険料は税金の控除の対象になります。

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。保険料を「年金差し引き」または「本人の口座から納めている場合」は、本人の控除の対象となります。また、本人以外の口座振替に変更した場合、口座振替によって支払った方の控除の対象となります。

平成21年1月末までに  
申し出じゃな!



## よくあるお問い合わせ

問1 年金差し引きから口座振替に変更できない場合もありますか?

答1 これまでの納付実績などにより、口座振替への変更が認められない場合があります。なお、口座振替に変更した後に滞納が続いた場合は、年金差し引きに戻ることがあります。

問2 申し出ができるのは、1月末までなのですか?

答2 変更の申し出は、2月以降でもできます。ただし、2月以降に申し出された場合、年金差し引きの中止は、6月以降になります。

問3 年金差し引きから口座振替に変更することで、何か利点はありますか?

答3 口座振替に変更して社会保険料控除を本人以外の人に適用させることで、世帯全体の税金が安くなる場合があります。

問い合わせ

お住まいの市町村の  
長寿医療制度担当課

または

北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

# 医療機関での窓口負担の割合は、 「一般の方は1割」、「現役並み所得者は3割」です。

医療機関の窓口で支払う自己負担額は、かかった医療費の1割(現役並み所得者は3割)です。前年の所得を基に、8月から翌年7月までの負担割合を判定します。

## 現役並み所得者とは

住民税の課税所得が145万円以上の長寿医療制度の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者の方です。ただし、次に該当する場合は、市町村の窓口へ申請し認定を受けると1割負担となります。

- ◆ 同一世帯に被保険者が1人のみの場合
  - ・被保険者本人の収入の額が383万円未満のとき
  - ・同一世帯にいる70～74歳の方と被保険者本人との収入の合計額が520万円未満のとき
- ◆ 同一世帯に被保険者が2人以上いる場合
  - ・被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき



収入とは前年の所得税法上の収入金額(退職所得に係る収入金額を除く)であり、必要経費や公的年金等控除、基礎控除などを差し引く前の額です。上記の要件に該当し、まだ申請していない方は、収入金額が分かる書類をお持ちの上、お住まいの市町村の窓口へ申請してください。

# 1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、 超えた額が高額療養費として支給されます。

高額療養費は、初回のみ申請が必要です。

## ■月ごとの負担の上限度額

区分	自己負担限度額	
	外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% ※1 (44,400円) ※2
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯 ※3	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

## 住民税非課税世帯の「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」の適用

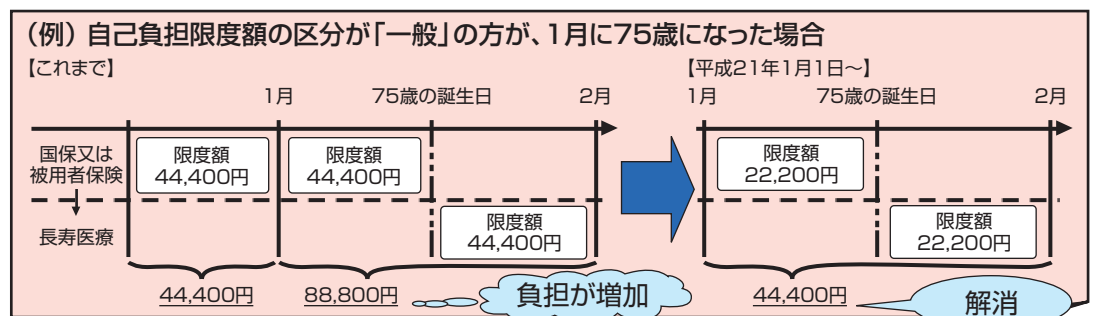
- 「区分Ⅱ」  
世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。
- 「区分Ⅰ」  
世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方に適用されます。
  - ・世帯全員が、所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
  - ・老齢福祉年金を受給されている方

※1 1%とは、一定の限度額を超えた医療費(医療費総額-267,000円)の1%です。  
 ※2 ( )内の金額は、多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。  
 ※3 住民税非課税世帯の方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。



## 75歳の誕生月の負担が軽減されます。

これまで、75歳の誕生日を迎えられた方は、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険」と2つの制度に加入することになるため、それぞれの制度の限度額までお支払いいただくことがありました。今後は、それぞれの制度の限度額を半分にすることにより、誕生月の負担が増加するという問題が解消されました。



該当する方には、後日、個別にお知らせをお送りします。

# 申請または届出は市町村の窓口で行っています。

各種申請・届出は、市町村の窓口で受け付けています。必要な書類など詳しくは、市町村の長寿医療制度担当窓口へご確認ください。

